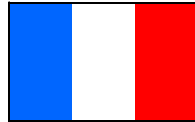
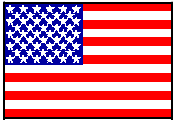


諸外国の司法制度概要



諸外国の司法制度概要 目次

アメリカ合衆国（主として連邦）の司法制度	1
第1 裁判所・裁判官	1
1. 裁判所	1
2. 裁判官	2
3. 裁判官以外の裁判所職員	3
第2 検察官・司法省	3
1. 検察官	3
2. 司法省	4
第3 弁護士・弁護士会	4
1. 弁護士	4
2. 弁護士会（法曹協会）	5
3. 弁護士倫理と懲戒	6
第4 法曹養成制度	6
1. ロー・スクール	6
2. 司法試験	7
第5 裁判手続	8
1. 民事事件	8
2. 刑事事件	9
3. 家事事件	11
4. 少年事件	11
第5 裁判外紛争処理（ADR）	12
1. 仲裁	12
2. 調停	12
3. 早期中立者評価	13
4. 略式陪審裁判	13
5. ミニトリアル	13
アメリカ合衆国（連邦）の裁判所審級図	14

イギリス連合王国（イングランド及びウェールズ）の 司法制度15

第1 裁判所・裁判官	15
1. 裁判所	15
2. 裁判官	18
3. 裁判官以外の裁判所職員等	20
第2 検察官・検察庁	20
1. 検察官	20
2. 検察庁	21
第3 弁護士・弁護士会	21
1. 弁護士	21
2. 弁護士会	22
第4 法曹養成制度	22
1. 法廷弁護士	22
2. 事務弁護士	23
第5 裁判手続	24
1. 民事事件	24
2. 行政事件	25
3. 刑事事件	26
4. 家事事件	27
5. 少年事件	27
第6 裁判外紛争処理（ADR）	28
1. 仲裁	28
2. 調停	29
3. 小公判	29
4. その他	29
イギリス連合王国（イングランド及びウェールズ）の裁判所審級図	30

フランス共和国の司法制度	31
第1 裁判所・裁判官	31
1. 裁判所	31
2. 裁判官	35
3. 裁判官以外の裁判所職員等	35
第2 検察官、検察局	36
1. 検察官	36
2. 検察局	36
第3 弁護士・弁護士会	36
1. 弁護士	36
2. 控訴院代訴士	36
3. コンセイユ・デタ及び破棄院弁護士	37
4. 弁護士会	37
第4 法曹養成制度	37
1. 司法官	37
2. 弁護士	37
第5 裁判手続	38
1. 民事事件・行政事件	38
2. 刑事事件	40
3. 家事事件	42
4. 少年事件	42
第6 裁判外紛争処理(ADR)	43
フランス共和国の裁判所審級図	44

ドイツ連邦共和国の司法制度	45
第1 裁判所・裁判官	45
1. 裁判所	45
2. 裁判官	51
3. 裁判官以外の裁判所職員	51
第2 検察官・検察局	52
1. 検察官	52
2. 検察局の補助官	53
3. 司法補助官	53
4. 検察局	53
第3 弁護士・弁護士会	53
1. 弁護士	53
2. 弁護士会	54
第4 法曹養成制度	55
第5 裁判手続	55
1. 民事事件	55
2. 行政事件	57
3. 刑事事件	57
4. 家事事件	58
5. 少年事件	58
第6 裁判外紛争処理(ADR)	59
1. 仲裁裁判所	59
2. 仲介人	59
3. 消費者保護のための調停所	59
ドイツ連邦共和国の裁判所審級図	60

アメリカ合衆国（主として連邦）の司法制度

第1 裁判所・裁判官

1. 裁判所

アメリカ合衆国には、連邦の司法制度と各州の司法制度とが併存している。そのうち連邦の司法制度については、地方裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所という基本的な裁判所組織に加え、国際通商裁判所、連邦請求裁判所、租税裁判所、破産裁判所等の特別裁判所がある。

(1) 地方裁判所（以下「連邦地裁」という。）は、民事通常事件及び刑事事件の第一審並びに破産裁判所からの控訴事件を担当する裁判所であり、コロンビア特別区及びプエルトリコ準州を含め、全米に94設置されている。

連邦地裁は、連邦問題事件（合衆国の憲法、法律又は条約の下で発生する民事訴訟事件）のうち、海事事件、破産事件、特許権及び著作権に関する事件、連邦公務員の職務上の過失又は不法行為によって生じた損害に係る合衆国に対する金銭賠償訴訟、他国の外交官を被告とする訴訟並びに連邦刑罰法規に違反する刑事事件等について、「専属的管轄権」を、連邦問題事件のうち 以外のもの及び州籍相違事件（異なる州の市民間の民事訴訟で訴額が7万5,000ドルを超えるもの）等について、州裁判所との「競合的管轄権」を有する。裁判官は、原則として単独で審理する。

合衆国憲法は、憲法によって連邦に委任し、又は州に対して禁止していない権限は州又は人民に留保されるとしているため（修正10条）、連邦地裁の管轄権は、自ずから制限されている。

(2) 控訴裁判所は、第1巡回区から第11巡回区まで11庁、ワシントンD.C.に1庁及び連邦巡回区に1庁の合計13庁がある。主として連邦地裁の判決に対する上訴を管轄する。連邦巡回区控訴裁判所は、主として、連邦地裁で審理された民事事件のうち商標、特許等関係の事件について専属管轄を有する。通常、3名の裁判官で法廷を構成する。

(3) 最高裁判所は、合衆国の最上級裁判所であり、控訴裁判所の判決及び各

州の最終上訴裁判所の判決のうち連邦法に関連する事件について、裁量上訴（certiorari）を認める。長官及び 8 名の裁判官が一つの合議体を構成する。

(4) 国際通商裁判所は、全米に 1 庁設置され、関税及び貿易に関する民事事件につき、原則として専属的に管轄する。

(5) 連邦請求裁判所は、全米に 1 庁設置され、憲法、連邦法、契約に基づく請求、公務員の給与、連邦犯罪で不当に有罪判決を受けた者の損害賠償請求、インディアンの請求など合衆国を被告とする事件を管轄する。

(6) 破産裁判所は、破産関連事件を専属的に扱う裁判所であるが、組織的には連邦地裁の一部門として位置付けられている。91 庁設置されている。

2. 裁判官

連邦裁判所のうち、憲法第 3 条裁判所（Article 3 Court）と呼ばれる憲法上規定された通常裁判所（最高裁判所、控訴裁判所、地方裁判所及び国際通商裁判所）の裁判官は、大統領が指名し、上院の助言と承認を得て任命される。終身制で、定年の定めはなく、弾劾手続以外で罷免されることはない。連邦裁判官は、弁護士資格を取得した後、弁護士、検察官、ロースクールの教授、政府職員として、法律実務に携わっている者から選ばれる。州の裁判官の選任についても基本は同じであるが、選任方法については州によって異なり、選挙によるもの、知事が諮問委員会の推薦する者の中から指名し、後に州民が審査するものなど、様々な方法がある。

連邦地裁の裁判官の 1998 年度の定員は 646 人、控訴裁判所の裁判官は 179 人、国際通商裁判所の裁判官は 9 人であり、このほかに、連邦地裁には 276 人のシニア・ジャッジと 512 人のマジストレイト・ジャッジが、控訴裁判所には 86 人のシニア・ジャッジがいる。また、破産裁判所には 326 人の破産裁判官が配置されている。

シニア・ジャッジは、現職を任意に引退後、一定の条件の下に非常勤の裁判官としての職務を継続している裁判官である。

マジストレイト・ジャッジは、各地区の裁判官会議により選出され、主として裁判官の職務を補助する裁判官である（後述のイギリスの場合と異なり、原則として法曹有資格者である。）。任期は 8 年である。証拠に関する紛争などの派生的紛争を処理したり、当事者がマジストレイト・ジャッジが審理すること

に合意した事件の審理や、セトルメント・カンファレンス(和解協議)の実施、在監者訴訟等のヒアリングのほか、刑事事件において軽罪事件等一定の範囲での審理、逮捕後の初回出頭手続 (initial appearance) などを担当している。

3. 裁判官以外の裁判所職員

裁判所により任命される職員と各裁判官により任命される職員とに大別される。

(1) 事務官 (Clerks)

各裁判所は、1名の事務局長 (Clerk) を任命し、裁判事務及び司法行政事務を総括させる。事務局長は、各裁判所の承認を得て、必要に応じて事務官 (Deputy Clerk) を任命し、各事務の処理に当たらせる。事務官のうち、法廷立会の職務を担当する者は、トライアルやヒアリングの期日管理・指定、訴訟当事者との連絡、法廷外の訴訟手続の記録、判決や決定などの内容を公証する認証文書の作成等を職務とする。

(2) 記録官 (Court Reporter)

裁判所により任命される。公開の法廷における手続、すなわち、トライアルやヒアリングにおける証人の証言、代理人の異議、裁判官の判断のほか、冒頭陳述、最終弁論、判決の言渡しなどを全て逐語的に録取する職務を担当する。記録官は、当事者の依頼があった場合及び上訴が提起された場合のみ、反訳録を作成する。各連邦地裁は1人以上の記録官を選任しなければならず、常勤の記録官の総数は合衆国司法会議で決定される。

(3) 裁判官の補助者

裁判官の日程管理、行政的事務文書の起案、発送その他裁判官の日常事務の補助を行う裁判官秘書 (Secretary)、法廷内の秩序維持の責務を担う廷吏 (Bailiff) 及び裁判官のために様々な調査を行う調査官 (Law Clerk) は、法定の人数内で各裁判官の裁量により採用される。

第2 検察官・司法省

1. 検察官

連邦法にかかわる刑事事件の捜査、起訴及び公判の維持を行うほか、政府が当事者となる民事訴訟で訴訟代理人となったり、政府の法律顧問として法律的なアドバイスを行うなどの職務を行う。

その職名は、「United States Attorney」(合衆国の代理人)であり、政府を法律上代理する法曹有資格者との意味である。州の場合の職名は、「District Attorney」(地区の代理人)である。

大統領が上院の助言と承認を得て任命する連邦検事(United States Attorney)は、連邦地裁の管轄区域ごとに1名ずつ置かれる。任期は4年であり、再任も可能である。連邦検事補(Assistant United States Attorney)は、司法長官により任命され、連邦検事を補佐する。

2. 司法省

上院の承認の下で大統領に任命される司法長官(Attorney General)を長とし、司法関係の政策の立案及び実行をする。連邦検事は、その訴訟活動に関し、司法長官の指揮監督を受ける。

なお、我が国の執行官に相当する合衆国執行官(United States Marshal)は、司法省に所属している。

第3 弁護士・弁護士会

1. 弁護士

(1) 資格

アメリカにおける弁護士資格は各州ごとに付与され、全州に共通した弁護士資格はない。ある州で弁護士資格を得て数年の実務経験を積み、他州での弁護士資格を取得したり、特定の事件で他州の裁判所での弁論を行う許可を得る際に簡易な手続が定められることもあり得るが、それでも実質的な審査はなされ、自動的に他州での実務を行えることにはならない。

(2) 業務

アメリカにおける弁護士の活動範囲は、訴訟活動のほか、予防法学的な面からの企業経営、政策立案への関与等、多様な範囲に及んでいる。1991年の統計では、全米の法曹有資格者のうち、いわゆる弁護士業務に従事する者が72.9パーセントである一方、連邦ないし州政府、民間企業(企業内弁護士)、教育機関(ロー・スクールの教授等)に勤務する者の割合も少なくない。また、いわゆる弁護士業務に従事している者の中でも、個人で開業している者の割合は45パーセントにすぎず、その余の者は、多数の弁護士を擁するロー・ファーム(Law Firm)と呼ばれる大法律事務所(1991年の統計

によれば、51名以上の大規模法律事務所に所属する弁護士の割合は13.1パーセント)をはじめとする共同事務所で働いている。ロー・ファームでは、弁護士の専門化が進んでおり、訴訟部門、企業法務部門、不動産部門、租税部門等、様々な専門部門を設けて活動しているほか、各専門分野の中で更に専門分野を細かく設け、顧客のニーズに応えるべく、高度に専門化した知識や経験を有する弁護士を養成している。

刑事弁護専門の弁護士事務所もあるが、小規模のものが多く、また、刑事弁護を行う公設弁護人事務所も連邦や州に設置されている。

(3) 法曹人口

1998年における全米の法曹有資格者の総数は約98万6,000人である。年間約3万人の割合で増加し、2000年には100万人を越えると推定されている。また、1998年における弁護士の総数は約92万3,000人である。合衆国の弁護士数は、1970年代ころから急激に増加しており、特に大都市において弁護士の過剰が問題となっている。

(4) 報酬

弁護士報酬は訴訟費用には算入されない。報酬額については、アメリカ法曹協会(American Bar Association、略称「ABA」)が倫理綱領を定めており、過大な報酬を取ることは懲戒事由となる可能性がある。弁護士報酬はタイム・チャージ(時間基準)で請求されることが一般的であるが、民事事件では、全面的な成功報酬制(contingent fee、勝訴した場合に限り認容額に対する割合で報酬を請求する契約)も許容されている。

(5) 弁論権

連邦裁判所において弁護士として活動する要件は、各裁判所の規則によって決められている。連邦最高裁判所においては、州の最終上訴審における訴訟活動が認められてから3年以上が経過し、その期間内に懲戒の対象とならず、かつ、ふさわしい専門的資質及び人格を備えていることがその要件とされている。

2. 弁護士会(法曹協会)

(1) アメリカ法曹協会(American Bar Association)

最大の法律家団体として、前述のアメリカ法曹協会がある。同協会は、1878

年に、法学の進歩、司法の運営の向上、全国の立法の統一、法律専門職業の名譽の維持、法曹同士の親睦の増進を目的として設立された全国的な法律家の任意団体である。同協会では、一般的に、弁護士のみならず、裁判官や検察官といった法曹有資格者、学者等が統一的に加入し、相互研さんを行っており、各州の法曹協会の場合も同様である。

同協会が認可したロー・スクール (Approved Law School) を卒業することを、司法試験の受験資格の一つとしている州も多い。

(2) 州の法曹協会

州単位の法曹協会としては、任意加入組織 (voluntary bar) 及び強制加入組織 (integrated bar 又は unified bar) の2種類がある。後者は、州によって、弁護士の活動要件として、法曹協会への加入が必須である場合に組織される。

3. 弁護士倫理と懲戒

弁護士が倫理規定に反する行為を行った場合の懲戒については、各州の最上級裁判所が最高責任を負っているが、その第一次的権限行使は、弁護士会への加入につき強制加入制度が採用されている州においては弁護士会の元にある懲戒委員会に委ねられており (例えばカリフォルニア州など) そのような制度がない州においては最上級裁判所が任命する委員で構成される懲戒委員会などで懲戒手続が行われている (例えばニューヨーク州やイリノイ州など)。処分を受けた弁護士のほか、弁護士の懲戒処分を求める者も裁判所に弁護士会の懲戒委員会の処分の審査を求めることができる場合が多い。

第4 法曹養成制度

1. ロー・スクール

アメリカ合衆国では、各州がそれぞれ独立した法曹資格の付与制度を有している。しかし、法律家の資格自体は一種類に統一されている。

法曹資格を取得するためには、ロー・スクールに入学し、3年間、専門教育を受ける必要がある。ロー・スクールは、大学の学部課程 (学部段階に法律学専攻のコースはない。) の上に位置付けられる。ロー・スクールの多くは私立であるが、州立又は市立のものもある。教授陣の経歴を見ると、弁護士業の経験を有している者や政府機関その他で法律実務の経験を有している者が多い。

ロー・スクールでは、契約法、不法行為法、刑法等の実体法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法に関する教育のほか、法曹倫理や法廷弁論技術等の実務教育も行われている。授業は、ソクラテス・メソッドと呼ばれる方法によっており、判例の分析・検討等を通じて法的思考方法を身に付けることに主眼が置かれている。また、模擬裁判による弁論や訴訟書類の作成等の実務に必要な能力の養成も行われる。しかし、最近では、ロースクール卒業者の実務能力不足が大きな問題となっており、ロースクールにおける臨床実務教育の重要性が強く叫ばれているところである。

1998 年度現在、アメリカ法曹協会が認可したロー・スクールは 181 校で、その入学者数は、4 万 2,804 名であった。大部分のロー・スクールが成績不良者を各学年末に退学させるという制度をとっており、実際にかなり多くの学生が退学させられている。

ロー・スクールは、ほとんど学生からの授業料によって経営されている。これは有名私立校ほど高い傾向にあり、学生の経済的負担は決して軽くはないが、多くの学生が学資ローンを組んで学資を借り入れ卒業後に返済を行っている。

2. 司法試験

ロー・スクールを卒業後、各州の実施する司法試験（Bar Examination）を受験し、合格すれば弁護士資格が付与される。アメリカ法曹協会は、カリキュラムや物的設備等について一定の基準を満たしたロー・スクールを認可する制度を実施しており、前述のとおり、多くの州では、同協会により認可されたロー・スクールを卒業することを司法試験の受験資格としている。

司法試験は、全国共通短答式試験（Multistate Bar Exam.）と論文試験（essay questions）により行われる。年 2 から 3 回程度実施される州が多い。合格率は州によって異なるが、平均的には 70 パーセント前後で推移している。受験回数制限を設けている州もある。回数制限は 2 回ないし 5 回と州により異なるが、3 回とする州が最も多い。司法試験合格後、実際に弁護士として活動するには、各州の最高裁判所に活動登録申請を行い、その認可を受けなければならない。司法試験の管理及び弁護士資格の付与の権限は、懲戒手続と同様に最終的には各州の最上級裁判所が有することになる。

第5 裁判手続

1. 民事事件

当事者主義 (adversary system) が採用されていることが大きな特徴である。この原則により、トライアル以前の段階においては、手続の進行は原則として当事者に任せられ、裁判官は、手続遂行に当たり当事者間でトラブルが生じた場合に、異議の申立ての判断等を通じて関与するにすぎない。しかしながら、近年、訴訟遅延への対策として、裁判官による積極的な事件管理 (case management) が強調されるようになってきている。

手続は、以下のとおり、プリーディング段階、ディスカバリー段階 (プリトライアル段階) 及びトライアル段階に大別される。

(1) プリーディング

プリーディングは、当事者の主張を記載した書面を交換する手続である。通常は、訴状による請求及び請求原因の主張と答弁書による認否及び抗弁等の主張で終了する。原則として口頭弁論期日は開かれない。

(2) ディスカバリー

ディスカバリーは、当事者が、正式事実審理の前にその準備のため、法廷外で、互いに当該訴訟事件に関する情報及び証拠を開示し収集する手続である。これにより、当事者双方が紛争の具体的内容とこれに関する証拠を把握することができる。ディスカバリーの手続と前後して、裁判所で、裁判官と当事者双方が手続の進行予定、争点整理、トライアルの準備等について協議するプリトライアル・カンファレンスが開催されることも多い。

(3) トライアル

トライアルは、事実に関する争点について法廷で集中的な証拠調べを行う手続である。いずれか一方の当事者の請求があれば、陪審によるトライアル (陪審が事実認定を行い、裁判官は証拠の採否に関する決定等の法律問題についての判断を随時行う。) が行われる (なお、全米主要 75 カウンティ (郡) における州裁判所での 1992 年度の統計によると、陪審事件は約 1.5 パーセントである。)。陪審によるトライアルでは、陪審員選定、冒頭陳述、証拠調べ、最終弁論、裁判官による陪審に対する適用法律及び事実認定の方法についての説示が行われた後、説示の内容を記載した陪審教示書に基づいて陪審

員が評決をする。評決は、連邦裁判所の手続の場合には、トライアル前に当事者が全員一致によらない評決を受け入れる旨の合意をしない限り、全員一致でなければならない。

仮処分手続及び判決後の強制執行手続については、裁判所の命令に基づいて前述の合衆国執行官が実行する。

2. 刑事事件

(1) トライアル前の手続

捜査機関が、犯罪捜査に当たり、逮捕、搜索、差押等の強制手続を行う場合は、原則として裁判所による令状（warrant）の発付が必要であるが、逮捕については、住居内での逮捕の場合を除いては、実際上は無令状による逮捕が通例となっている。被疑者が逮捕された場合、警察は被疑者を不必要な遅滞なくマジストレイト・ジャッジの面前に連行しなければならない（initial appearance、初回出頭手続）。マジストレイト・ジャッジは、被疑者に対し、嫌疑の内容、被疑者の権利及び保釈条件等を告知しなければならない。

被疑者が逮捕されている場合、マジストレイト・ジャッジは、原則として初回出頭手続から 10 日以内の合理的な期間内に、予備審問手続（preliminary hearing）を実施しなければならない。予備審問手続は、被疑者をトライアルまで留置しておくか否かを決定するため、マジストレイト・ジャッジが、被疑者が犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由（probable cause）の有無を判断するものである。

捜査の結果、被疑者に嫌疑ありと考えられる場合には公訴が提起される。軽微な犯罪については、検察官による略式起訴（information）が行われる。一方、死刑及び 1 年以上の禁錮又は懲役に相当する重罪事件については、被疑者が正式起訴（indictment）による訴追の手続によることを放棄しない限り、起訴の可否について大陪審（Grand Jury、刑事事件の陪審には大陪審と小陪審（Petit Jury）とが存する。）の審理に付託し、起訴相当の理由があるか否かの決定を得る必要がある。この場合、大陪審が相当と判断した場合にのみ、起訴される。大陪審は、不正な起訴がなされないようチェックする機能を有するとともに、罰則付召喚令状（subpoena、従わないときには罰則を課する旨の警告の下に一定の日時場所に出頭し証言ないし証拠提出を命ずる令状）

を発付するなどして、検察官の主導の下、強力かつ秘密裏に捜査を行う機能を有している。

陪審員は、各裁判所の管轄地域の選挙人名簿、自動車免許登録者名簿等から、裁判所が無作為に抽出した 18 歳以上で同地域に 1 年以上在住する犯罪歴のない一般市民によって構成され、小陪審は 12 名、大陪審は 16 名ないし 23 名の陪審員から成る。

(2) 罪状認否

起訴後、公判廷で罪状認否手続 (arraignment) が行われる。被告人が罪状を認める (guilty plea、有罪答弁) 旨又は争わない旨の供述を任意に行えば、その時点でトライアルを行う必要がなくなり、刑の量定手続に移行する。また、検察官及び被告人の間で、答弁取引 (plea bargaining) と呼ばれる起訴事実の変更の交渉・合意が行われ、有罪の答弁をすることと引換えに罪を軽減するとか訴因を減らすという取決めがなされることも多い。被告人が答弁取引に基づき無罪答弁を撤回し変更後の罪状について有罪答弁を行うこともあるが、裁判官は、その合理性について判断し、有罪答弁を許可しないこともできる。

(3) トライアル

被告人が無罪答弁をした場合は、原則として陪審によるトライアルに移行する。被告人は、陪審審理を受ける権利を有しているが、この権利は放棄することができ、その場合には裁判官によるトライアルが開かれる。トライアル前には、証拠開示手続 (discovery) が行われるとともに、被告人側から検察側に対し違法収集証拠の排除の申立てなどが行われる。

トライアルにおいては、まず、陪審員の選任が行われる。次に、検察官から冒頭陳述がなされる。その後、検察官、弁護人の順にそれぞれの請求に基づく証人尋問が行われる。証人尋問が終了すると、検察官、弁護人の順で最終弁論が行われる。そして、裁判官が陪審員に対して説示 (instruction) を行い、陪審 (小陪審) が事実認定の上、評決を行う。連邦及び大部分の州においては、陪審員の有罪・無罪の評決は全員一致でなければならない。全員一致に達しない場合、評議不成立 (hung jury) として審理無効となり、新しい陪審によってトライアルをやり直すことができる。

有罪答弁があった場合、又は陪審の評決の結果有罪の評決があった場合は、裁判官による刑の量定手続が開始される。刑の量定は、原則として量刑基準（sentencing guidelines）と呼ばれる規則に従って行われる。この量刑基準は、その犯罪の性質、形態等や被告人の犯罪歴などにより基準となる宣告刑を定めており、裁判官は、裁判所所属の保護観察官が量刑基準を基に作成した量刑勧告報告書（presentence report）等を踏まえて、宣告刑の内容を決定する。

3. 家事事件

(1) 家事事件を担当する裁判所

我が国の家事事件に相当する事件は、アメリカでは、主に州レベルの裁判所において取り扱われている。

その具体的な制度は、州によって異なっており、上位裁判所（Superior Court）の一部門に家事部（Family Division）が設けられている州や、独立の家庭裁判所（Family Court）や検認後見裁判所（Probate Court）が設けられ家事事件を担当又は分担している州が多いが、家事事件の一部を市裁判所やマジストレイト裁判所で審理している州もある。家事事件の管轄が複数の裁判所に分散している州でも、家事事件の専門的な処理を図る観点から、その管轄を集中する動きが見られる（例えば、ワシントン州の Unified Family Court やジョージア州の郡家庭裁判所プロジェクト等）。

(2) 審理手続

家事事件の審理手続は、州により又は事件の種別によって異なるが、訴訟、審尋に基づく決定に加え、最近では、調停（Mediation）を積極的に活用しようとする傾向が強い。

4. 少年事件

(1) 管轄

アメリカの少年法制は、各州の立法などにより規定されており、州ごとにその内容が異なっている。少年裁判所の対象年齢に関しては、18歳を上限とする州が多い。また、刑事裁判所の専属管轄に属する重大犯罪を設け、これらの罪については少年裁判所の管轄とはしていない州や、少年裁判所から刑事裁判所への移送規定を設けている州も多い。

(2) 少年裁判所

少年裁判所の手続は単独の裁判官が主宰する。事実認定手続を担当した裁判官は引き続き処遇選択も担当する。ただし、裁判官の代わりに裁判所職員が審理を担当するなど裁判官を補助する制度が多くの州でとられている。また、1967年のゴールト判決以降、少年側の弁護人選任権を保障するとともに、検察官が手続に関与する流れがみられる。なお、手続は公開されないのが一般である。最初の罪状認否の手続において少年が事実を認めれば、犯罪事実の立証は省略される。

(3) 処遇

処遇の類型としては、保護観察、矯正施設送致、助言、居宅の指定、監護権の移行、賠償、運転免許制限、違反金、社会奉仕活動、その他特別な処遇や保護などがある。

第6 裁判外紛争処理 (ADR)

訴訟遅延の改善、訴訟費用の軽減、当事者の満足、裁判所の事件負担の軽減等を目的として、1998年10月、連邦ADR法が成立した。この法律により、すべての民事訴訟事件においてADRが利用できるような規則を各裁判所において規定し、その実施のための体制を整えなければならないこと、原則としてすべての民事事件の当事者に対してADRの利用を検討するよう命じなければならないこと等が定められた。

ADRは、訴訟手続以外の紛争処理手続の総称であるが、その主なものは次のとおりである。

1. 仲裁 (arbitration)

仲裁人の仲裁判断によって紛争を解決する手続である。契約条項又は当事者の合意によって開始される場合と、裁判所の決定による回付によって開始される場合があり、後者は特に裁判所付設仲裁 (court-annexed arbitration) と呼ばれる。前者の仲裁判断は法的拘束力を持つが、後者はそのままでは法的拘束力を持たず、不服のある当事者が当該裁判所に事実審理の申立てができるという点に違いがある。

2. 調停 (mediation)

調停者が期日を主催し、同時面接方式又は交互面接方式によって当事者間の

交渉を促進し、和解を目指す手続である。当事者の合意に基づいて開始される場合と、裁判所の付託による場合がある。

3. 早期中立者評価 (early neutral evaluation)

中立者が当事者双方による事案の概要に関する陳述を聴き、それに対する評価を告げることで当事者間の和解を促進する手続である。当初は裁判所の付託による手続として試みられたが、最近では民間団体もこの方法を利用している。

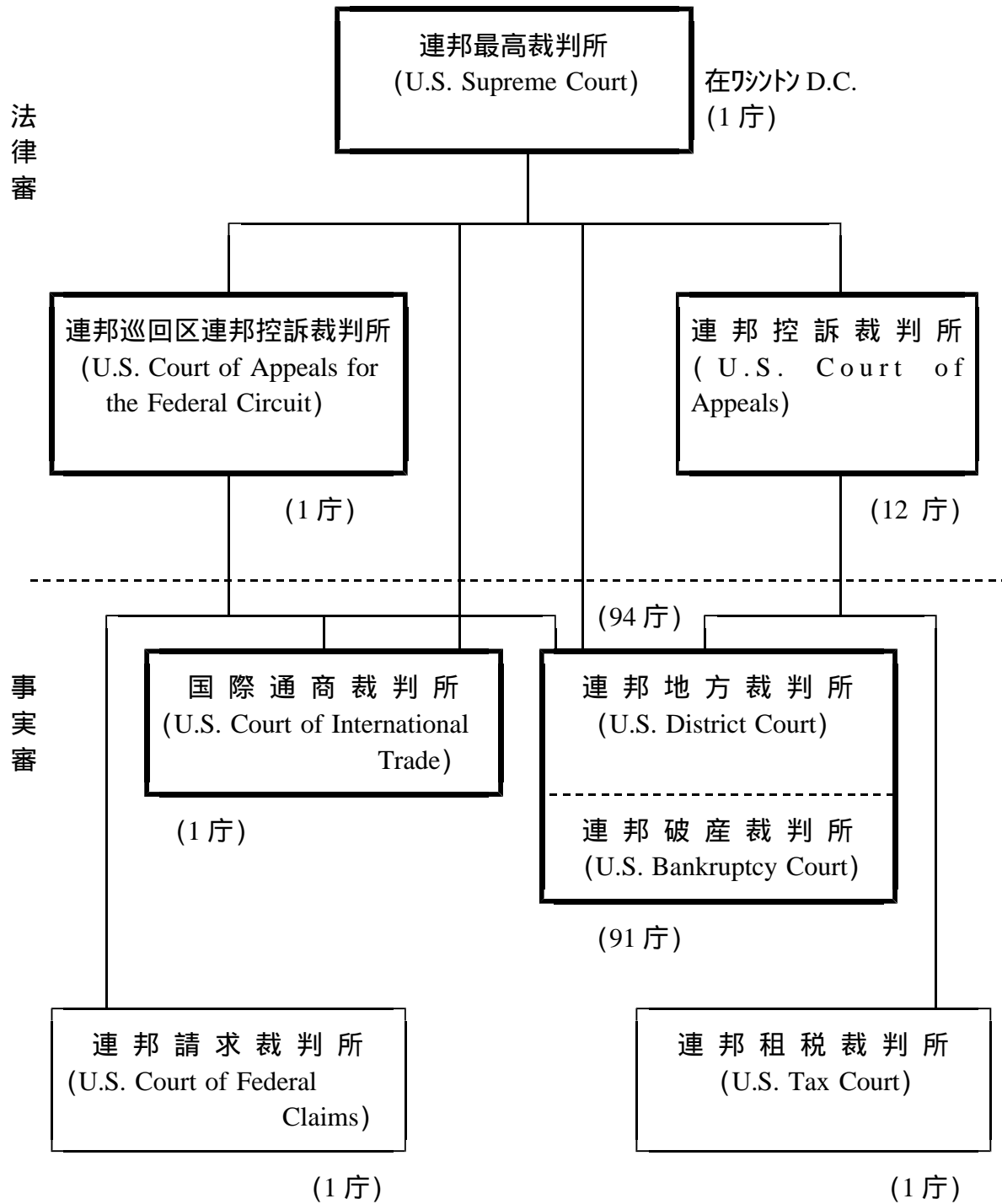
4. 略式陪審裁判 (summary jury trial)

6名で構成される陪審に対し、当事者双方が、通常の証拠調べより簡易な方法で、短時間、事案の陳述をした後、評決を得る手続である。この評決には法的拘束力はなく、当事者双方は、これを前提に和解による解決の方途を探ることとなる。これも裁判所の付託による手続として開始されたが、現在は民間でも利用されている。

5. ミニトライアル (mini trial)

企業間の紛争で、当事者双方の決裁権限のある幹部各1名及び中立者1名で構成されるパネルに対し当事者双方が簡易な方法で事案を陳述し、同パネルが客観的に勝敗を評価した上で和解交渉を行う手続である。民間による手続として開始されたが、現在は裁判所の付託による手続としても利用されている。

アメリカ合衆国（連邦）の裁判所審級図



太枠は憲法第 3 条裁判所と呼ばれる憲法上規定された通常裁判所 (Article 3 Court、ただし、破産裁判所を除く。)。その他は国法上規定された裁判所。

イギリス連合王国（イングランド及びウェールズ）の司法制度

同国においては、その歴史的成立過程などから、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドの 3 地域において、それぞれ固有の司法制度が存在している。以下においては、イングランド及びウェールズの司法制度の概要を述べることにする（イギリスとはイングランド及びウェールズの意味で用いる。）

第 1 裁判所・裁判官

1. 裁判所

イギリスの裁判所には、貴族院（House of Lords）、控訴院（Court of Appeal）、高等法院（High Court of Justice）、刑事法院（Crown Court）、県裁判所（County Court）、治安判事裁判所（Magistrates' Court）の 6 種類がある。他に、検屍官裁判所、軍事裁判所、公正取引裁判所、教会裁判所等の特別裁判所がある。

(1) 治安判事裁判所（Magistrates' Court）

刑事事件について、6 月以下の懲役又は 1,000 ポンド以下の罰金に相当する軽罪（略式犯罪、Summary offences）の場合には簡易手続により終局判決を下し、正式起訴手続によらなければならない重罪（正式起訴犯罪、Indictable only offences）の場合は、正式起訴事件として刑事法院での審理に付すか否かの予備審問を行う。また、簡易手続・正式起訴手続のいずれの手続も可能な犯罪（中間的犯罪、Offences triable either way）については、手続の種類決定手続を行う。

少年事件（17 歳以下の者による刑事事件）は、原則として簡易手続により審理される。14 歳以上の者が法定刑として拘禁 14 年以上の刑が定められている犯罪を犯した場合には正式起訴手続に付することができる。

その他、婚姻、養子縁組、子の監護に関する一定の家事事務も取り扱うことができる。

原則として、法曹資格のない無給治安判事（lay magistrate）が審理を行う。大都市では法曹資格を有する有給治安判事（stipendiary magistrate）が審理を

行う場合もある。無給治安判事の場合は通常 3 人の合議法廷、有給治安判事の場合は単独法廷で開廷される。無給治安判事を補佐する裁判所書記 (Justices' Clerk、法曹資格を有する。) が置かれている。

(2) 県裁判所 (County Court)

民事事件及び家事事件の第一審を管轄する。民事訴訟については、原則として、高等法院及び県裁判所が競合的管轄権を有するが、例外的に、訴額が 5 万ポンド以下の人身傷害に関する損害賠償請求事件については県裁判所が専属管轄を有する。

全国に約 230 庁ある。単独法廷のみで、原則として巡回裁判官 (Circuit Judge) が審理するが、少額事件は地方判事 (District Judge) が審理する。

なお、特許侵害訴訟の第一審を取り扱う裁判所として、特許県裁判所 (Patents County Court) が 1990 年に設立された。特許県裁判所は、ロンドンに 1 庁のみが置かれ、その管轄権はイングランド及びウェールズの全域に及び、特許侵害訴訟について高等法院の大法官部と競合的に管轄権を有している。

(3) 刑事法院 (Crown Court)

正式起訴手続に係る刑事事件の第一審 (ただし、必ず治安判事裁判所の予備審問を経る。) 科刑のために治安判事裁判所から付託された事件の科刑手続及び治安判事裁判所の刑事事件に関する上訴審を管轄する。第一審としては、中間的犯罪のうち被告人が陪審裁判を選択したときなど、及び全ての正式起訴状による刑事事件 (正式起訴事件) を取り扱い、被告人が争った場合は、陪審制により裁判を行う。被告人が有罪の答弁をした場合には、陪審によることなく、直ちに量刑手続に移行することとなる。

第一審事件は刑事法院の裁判官 1 人で審理されるが、上訴事件は刑事法院の裁判官 1 人及び通常 2 人の治安判事から成る合議体で審理される。

組織としては、全国で 1 庁であるが、約 90 箇所のセンターで開廷されている (Old Bailey の呼称で有名な Central Criminal Court もこの刑事法院の一つである。)。裁判官は、高等法院裁判官 (High Court Judge)、巡回裁判官、レコーダー (Recorder) 及び治安判事で構成される。審理を担当する裁判官は、犯罪の軽重によって異なり、通常、重大事件は高等法院裁判官が担当する。

(4) 高等法院 (High Court of Justice)

民事事件について、県裁判所と競合的に第一審管轄権を有する（名誉毀損事件や行政事件については、原則として高等法院が専属管轄を有する。）。高等法院は、大法官部(Chancery Division)、女王座部(Queen's Bench Division)及び家事部(Family Division)で構成される。大法官部は、会社法及び知的財産権法に関する事件等の第一審を、女王座部は、契約違反事件、不法行為事件等の一般民事事件、商事及び海事事事件の第一審を管轄する（高等法院の全事件の約4分の3が処理される。）。家事部では、家事事件の第一審（婚姻事件については県裁判所から移送される場合もある。）を管轄する。

高等法院はロンドンに1庁置かれているが、地方にディストリクト・レジストリーと呼ばれる出張所が設けられており、事件の受付けやトライアル前の手続に当たる。地方でトライアルを開く場合には、地域ごとのトライアルセンターの法廷に高等法院に所属する裁判官が出張して審理を行う。

高等法院の裁判官は、大法官(Lord Chancellor)、イングランド首席裁判官(Lord Chief Justice of England)、記録長官(Master of the Rolls)、家事部長、副大法官及び高等法院裁判官により構成される。本案の審理は、原則としてフルタイムの高等法院裁判官が行うが、巡回裁判官や、パートタイムで勤務する裁判官(Deputy High Court Judgeなど)もこれを取り扱う。

(5) 控訴院 (Court of Appeal)

民事部及び刑事部から成る。民事部は、高等法院及び県裁判所の民事事件の判決に対する上訴を取り扱う。上訴については、原審の裁判所又は控訴院からの許可を要件とする場合がある。刑事部は、刑事法院及び軍事裁判所の判断に対する上訴を取り扱う。事実認定及び量刑に関する上訴には、原裁判所又は控訴院の許可が必要である。

ロンドンに1庁のみあり、原則として、3人の裁判官で審理する。

イングランド首席判事、記録長官、家事部長、副大法官及び控訴院裁判官が審理に当たる。イングランド首席裁判官が刑事部の長を、記録長官が民事部の長をそれぞれ兼務する。

(6) 貴族院 (House of Lords)

貴族院は、国会の一院であるとともに、民事事件及び刑事事件の最終上告

審でもあり、法律問題のみを取り扱う。上訴には貴族院又は控訴院の許可が必要である。スコットランド（民事事件のみ）及び北アイルランドの最終上告審でもある。審理は議院の委員会における討論の形式で行われ、判決言渡しは議案の審議の形で行われる。原判決を変更する場合には、原審への差戻しを命じる。

ロンドンに1庁あり、法廷は通常3人以上（通常は5人。重要な事件については7人）で構成される。

名目上は、貴族院議員全員が権限を有するが、実際の権限行使は、貴族院議員のうち大法官、常任上訴貴族（Lords of Appeal in Ordinary、一定の経歴を持つ法律専門家の中から国王によって一代貴族に叙せられた者）及び司法高官職の経歴を有する者のみで行われる。

2. 裁判官

主として40歳以上の法律実務家から裁判官が任命される。しかしながら、実際上は、常勤の裁判官に任命されるには、非常勤裁判官（アシスタント・レコーダー等）に任命されることが必要であり、常勤裁判官に任命するに当たっては、非常勤裁判官としての活動状況や実績等が考慮されるなど、そのキャリアを重視する運用がされている。

裁判官の任命は応募制であり、応募に対して調査をした上で大法官府の職員等による面接がなされる。資格は、従来法廷弁護士に限られていたが、現在では事務弁護士にも開放されている。面接に合格すると、例えば、まず、非常勤であるアシスタント・レコーダーとして任命され、その後にレコーダーへ昇格するという経路をたどる。

裁判官には、大法官（1人）、常任上訴貴族（12人）、イングランド首席裁判官（1人）、記録長官（1人）、家事部長（1人）、副大法官（1人）、控訴院裁判官（35人）、高等法院裁判官（98人）、マスター（女王座部12人、大法官部5人）、巡回裁判官（557人）、レコーダー（囑託判事）（非常勤。876人）、アシスタント・レコーダー（非常勤。3年から5年でレコーダーに昇格していく者が多い。）（510人）、地方判事（384人）、非常勤地方判事（745人）、有給治安判事（205人）、無給治安判事（3万260人）等がある（数値は、マスター及び無給治安判事を除いていずれも1998年11月現在。マスターは1999年2月現

在。無給治安判事は 1999 年 1 月現在。第一審段階での裁判官の職務分担の概要は、下表のとおり)。このうち、法曹資格を有する裁判官の現在員数は 3,444 人であり、そのうち非常勤裁判官が 65 パーセントを占めている (1998 年 11 月現在)。

表・第一審段階での裁判官の職務分担

	裁判所	トライアル前手続	トライアル
民事	高等法院 (ロンドン) (High Court of Justice)	マスター (Masters)	高等法院裁判官 (High Court Judge)
	高等法院 (地方) (District Registries of High Court)	地方判事 (District Judge)	高等法院裁判官が巡回
	県裁判所 (County Court)	地方判事	巡回裁判官 (Circuit Judge) レコーダー (Recorder)
	県裁判所・少額手続	地方判事	
刑事	刑事法院 (Crown Court)		重大事件：高等法院裁判官 一般事件：巡回裁判官 レコーダー
	治安判事裁判所 (Magistrates' Court)	有給治安判事 (Stipendiary Magistrates) 無給治安判事 (Justice of the Peace、Lay Magistrates)	

3. 裁判官以外の裁判所職員等

(1) 裁判所職員の採用

統一的な試験制度は存在しないが、その職種によっては資格として学位が必要なこともある。具体的な採用については、特定の裁判所の部署で欠員が生じた場合に、全国規模で裁判所運営を行う人事担当部署が公募を行い、当該裁判所に推薦をする。その後、当該裁判所において応募者の中から面接によって採用者を決めるという方法をとっている。

(2) 書記官

書記官は裁判官付書記官と裁判所付書記官とに分かれている。裁判官付書記官は、高等法院裁判官以上の裁判官に専属し、主に裁判官の期日の管理を行い、裁判所付書記官は、裁判所全体の事務や法廷における事務（文書の受付け、送達、録音等）を行っている。

書記官になるために特別な試験や資格は必要なく、他の裁判所職員と同様に公募により部内又は部外から採用される。

(3) 執行官

ア 高等法院に対応する執行官（Sheriff's Officer）

高等法院の民事判決の執行等を担当する者は、各県ごとに任命される国の官吏であるシェリフ（Sheriff）であるが、当該地域の名望家から選ばれる名誉職という性格が強く、実際は、副シェリフ（Under Sheriff）及び執行官（Sheriff's Officer）を任命して、執行実務を担当させている。

イ 県裁判所の執行官（county court bailiff）

県裁判所の執行官は国によって採用された公務員である。各裁判所に配置されて職務に当たる。格別の資格等は要求されていないが、実際上多くは退役した軍人又は警察官が任命されている。

第2 検察官・検察庁

1. 検察官（Crown Prosecutor）

人数は、2,104人である（1999年3月現在）。

法廷弁護士（Barrister、バリスタ）又は事務弁護士（Solicitor、ソリシタ）であることが資格要件である。ただし、検察庁長官（Director of Public Prosecution）

は法廷弁護士又は事務弁護士として 10 年以上の経験を有することが必要である。

選任手続については、検察庁（Crown Prosecution Service）の場合は同庁の長である検察庁長官が、重大経済犯罪捜査庁（Serious Fraud Office）の場合は同庁の長である重大経済犯罪捜査庁長官が任命する。ただし、検察庁長官及び重大経済犯罪捜査庁長官は法務総裁（Attorney General）が任命する。

2. 検察庁（Crown Prosecution Service）

イギリスでは我が国と異なり現在も私人訴追制度を存続させているところ、従前は、一般に、刑事事件については、捜査を行った警察が私人の立場で訴追も行い、裁判の立会いは警察から依頼を受けた弁護士に任せていたが、1985 年に制定された犯罪訴追法（Prosecution of Offences Act 1985）により検察庁（Crown Prosecution Service）が創設されたことにより、訴追制度が大きく変わった。すなわち、検察庁の検事は、証拠上又は公益上の観点から、警察等の訴追した事件の手續続行を打ち切るほか、原則として治安判事裁判所において公判を遂行する権限を有することとされた。ただし、捜査及び公訴提起については、従前と同様、原則として警察が行っている。

この検察組織は、ロンドンの本部および 42 箇所の地方検察庁から成り、検察庁長官を長としている。

このほか、大規模又は複雑な経済犯罪に対処するため、1987 年刑事司法法（Criminal Justice Act 1987）により創設された重大経済犯罪捜査庁（前掲）があり、同庁はこの種の犯罪の捜査及び公訴提起の権限を有している。

第 3 弁護士・弁護士会

1. 弁護士

弁護士は、バリスタ（法廷弁護士）とソリスタ（事務弁護士）に分かれている。

法廷弁護士は、上位裁判所（刑事法院、高等法院、控訴院、貴族院）における法廷弁論権（right of audience）をほぼ独占している。原則として当事者から直接依頼を受けることができないので、事務弁護士から事件の依頼を受けることとなる。事務弁護士の法律相談に応じ、また、法廷で弁論することが、その主要な職務である。専門分野を持つことも多い。

他方、事務弁護士は、当事者から直接法律相談に応じ、その依頼を受け契約

書を作成するなどの法律事務を処理する。訴訟事件については、証拠収集、争点整理手続への出席、弁論等の準備作業を担当するものの、法律構成、法廷における弁論等は原則として法廷弁護士に委ねる。ただし、県裁判所、治安判事裁判所では本案審理において弁論（前述の right of audience）も行うことができる。制度上、法廷弁護士と独立かつ対等の職階で、上下関係にはない。

法廷弁護士は、ジュニア・バリスタとクイーンズ・カウンセル（Q.C.、勅選弁護士）に区分される。勅選弁護士は、10年以上の実績のあるジュニア・バリスタの中から、大法官の助言に基づき女王が任命する。勅選弁護士になると、原則として、助言及び難事件の法廷弁論のみを行うのが通常となる。1999年3月現在、独立開業している法廷弁護士数は9,698人である。また、1998年7月現在、開業証書（Practicing Certificate）を保有する事務弁護士の数は、7万5,072人である。

2. 弁護士会

(1) 法廷弁護士

法廷弁護士の基礎的な組織としては、四つのインズ・オブ・コート（Inns of Court）があり、いずれかのインに所属することが法廷弁護士の要件となる。現職の裁判官、一般の法廷弁護士及び学生で構成される自治組織である（ただし、いずれのインも法人化されていない。）

法廷弁護士全体を統括する組織としては、バー・カウンシル（General Council of the Bar）があり、法廷弁護士の資格要件、養成制度等を定める権限が与えられている。また、この他に、四つのインズ・オブ・コートの協議機関（Council of the Inns of Court）がある。

(2) 事務弁護士

事務弁護士の団体としてロー・ソサイエティ（Law Society）があり、事務弁護士の資格要件、養成手続その他事務弁護士の活動について規則を定める権限が与えられている。ロー・ソサイエティの運営は、75人の協議員（Councilor）で構成される協議会（Council）で決定される。

第4 法曹養成制度

1. 法廷弁護士

法廷弁護士の資格を取得するには、学識課程、専門的職業課程及び実務研修を経る必要がある。

(1) 学識課程

学識課程については、大学等において法学位資格を取得すること、又は法学以外の学位を取得している場合には専門職業試験（CPE）に合格することが必要である。

(2) 専門的職業課程

その後、専門的職業課程（BVC）を修了しなければならない。専門的職業課程は、バー・カウンシルがコースの提供を認める8機関の一つで受けることができ、修了にはフルタイムで1年間を要する。同課程においては、当事者との面接、弁論、和解、意見書の作成等の技能研修が大部分を占める。研修生は、同課程が始まるころまでには、4校のインズ・オブ・コートのうち1校の学生会員として許可を受け、また、「資格取得のためのセッション」（quantifying session）にも出席しなければならない。

(3) 実務研修

専門的職業課程の修了後は、法廷弁論権を獲得するためピューピリッジ（pupilage）と呼ばれる12か月間の実務修習を経なければならない。実務修習の後半の6か月間には法廷実務が修習内容に取り入れられている。研修生は、実務修習の期間中、ピューピル・マスターと呼ばれる経験6年以上の法廷弁護士の監督を受ける。

研修生は、実務修習を終えると、完全な法廷弁論権を授与され法廷弁護士となる。ただし、当初の3年間は、個人で開業することはできず、少なくとも他の1名のメンバーが5年間の独立開業の経験を有する事務所（チェンバーと呼ばれる。）において実務を行わなければならない。

2. 事務弁護士

事務弁護士の資格を取得するには、学識課程、法律実務コースの修了及び実務研修を経ることが必要である。

(1) 学識課程

法廷弁護士と同一である。

(2) 法律実務コース

その後、法律単科教育機関又は総合大学等の機関で実施される1年間の職業研修コース(LPC)を修了しなければならない。同コースにおいては、理論と実務とのギャップを埋めること及び職業倫理を会得することに重点が置かれる。

(3) 実務研修

職業研修コースが修了すると、研修生は事務弁護士事務所と2年間の研修契約を締結し、更に職業上の研さんを積むことが要求される。

実務研修が終了すると、研修生は事務弁護士の資格を取得する。ただし、最低3年間の実務経験の後に初めて単独で実務を行うことができる。この期間の終了までは、他の事務弁護士又は事務弁護士事務所との雇用形態により実務を行うか又はパートナーシップの場合は既に3年以上有資格者である事務弁護士と実務を行うことが要求される。

第5 裁判手続

1. 民事事件

(1) 民事訴訟手続

イギリスの民事訴訟手続においては、当事者主義が採用されており、訴えの提起後、当事者が争点整理、証拠収集等の準備を完了し、次いでトライアル(法廷における正式審理)が集中的に開催され、判決に至るとというのが、その基本構造である。すなわち、裁判官による口頭の集中審理主義を基本におき、これを効果的に行うために当事者に周到な準備を要求する。

この当事者の準備を容易にする制度としてプリーディング(主張交換手続)、ディスカバリー(開示手続。イギリスのディスカバリーは、アメリカ合衆国の広範なディスカバリーとは異なり、通常はプリーディングにおいて現れた争点に関連する文書について相手方に閲覧の機会を与える手続に限られる。)等があり、当事者は必要に応じてマスター(補助裁判官)の判断を求める。このようなトライアル前の準備段階で大多数の事件(9割以上)が和解等によって終了している。

以上のように、イギリスにおいては、従来、当事者主義が強調されてきた

が、1999年4月に施行された民事訴訟規則（Civil Procedure Rules）により、裁判官による積極的な事件管理制度が導入された。すなわち、裁判官は、その裁量により、提起された民事事件を請求額に応じて 少額訴訟（訴額 5,000 ポンド以下）、ファースト・トラック（訴額 1 万 5,000 ポンド以下。原則 30 週間以内に審理を終える。）及び マルチ・トラック（訴額 1 万 5,000 ポンド超、それ以下でも事案の複雑なもの。）の 3 種類の手続に振り分けた上、事件類型に応じた事件管理を行う方式が採られることとなった。また、人身傷害に関する損害賠償事件及び医療過誤事件について、訴訟提起前の書面交換、証拠開示、和解交渉等を義務付ける、訴訟前協議指針が定められている。

(2) 和解

損害賠償請求訴訟、金銭債務の支払請求訴訟等の一定の訴訟では、被告は、いつでも、裁判所の許可を要することなく、請求金額の全額又は一部の金額を裁判所に預託して、原告にその受領を催告することができる。これは、ペイメント・イン(Payment In)と呼ばれるもので、この制度により、実効性のある和解的紛争解決が可能となっている。

また、訴訟の提起からセット・ダウン（トライアルを申し込む手続）までの間、さらには、セット・ダウンの後も、弁護士による和解交渉が並行的に進められることが多い。この弁護士の交渉による和解は、セトルメント (Settlement) と呼ばれている。

イギリスでは、裁判官が和解の進行過程に積極的に関与することはない。訴訟開始後の弁護士の中心的業務は、訴訟の準備以上に和解に重点が置かれることが多い。

2. 行政事件

イギリスでは司法審査(Judicial Review)と呼ばれるものによって行政事件が処理される。司法審査申立事件は、王立裁判所(Royal Courts of Justice、司法制度上の裁判所ではなく、前述の控訴院、高等法院の入っている裁判所庁舎のこと。)内のクラウン・オフィス(Crown Office)が所管している。

(1) 許可の申立て

司法審査は、裁判所の許可がない限り、申し立てることができず、原則として、審査原因事実の発生から 3 か月以内にこれを行わなければならない。

許可申立ての審理は、高等法院女王座部に所属する高等法院判事により行われる。司法審査の許可申立事件の件数は、新受件数が 3,848 件、許可が付与された事件数が 1,278 件である（1997 年度）。

(2) 司法審査の申立手続

許可を得た申立人は、原則として許可が付与された日から 14 日以内に、司法審査の申立手続(application for Judicial Review)を行わなければならない。司法審査の申立ては、審査開始申立状(originating motion)により、公開法廷において、裁判官（単独）に対して行わなければならない。

(3) 実質審理

実質審理の手続としては、まず、クラウン・オフィスにより期日指定がなされ、審理自体は、公開法廷で行われる。出席者は、当事者双方のほか、申立通知の送達を受けた関係者にも出席の機会が保障されている。

審理の進行は、申立人側法廷弁護士の冒頭陳述、被申立人側法廷弁護士の反対陳述、申立人側法廷弁護士の再陳述という順で行われる。

3. 刑事事件

(1) 捜査

逮捕は、無令状が原則である。被逮捕者は、警察の審査担当官が留置の要件を審査し、要件がなくなれば直ちに釈放しなければならない。審査は、最初の留置許可から 6 時間後、その後は 9 時間以上の間隔を置かずに行い、本人又は代理する事務弁護士に意見を述べる機会を与えなければならない。

逮捕した被疑者を起訴せずに警察署などに留置することのできる時間は、原則として 24 時間である。そして、被疑事実が一定の重大犯罪に該当する場合には、警察内の一定の高い地位にある者の許可を得て、留置時間を 36 時間まで延長することができる。さらに、例外的な場合には、治安判事の審査により、その令状を得て、最高 96 時間までの留置が可能である。

(2) 刑事法院の手続

犯罪は、治安判事裁判所で、治安判事によってのみ審理可能な略式犯罪、治安判事裁判所・刑事法院のいずれでも審理できる中間的犯罪及び 刑事法院で陪審裁判によってのみ審理できる正式起訴犯罪に分類される。

正式起訴犯罪は、正式起訴状（indictment）に基づき刑事法院において正

式審理に付される事件である。正式起訴状の朗読後、被告人は各訴因に対して有罪又は無罪の申立てを行う(アレイメント)。有罪の申立てがあると、陪審によることなく、裁判官による刑の量定手続に移行する。

被告人が無罪答弁をした場合、陪審による正式審理が行われる。正式審理は、訴追側の冒頭陳述、立証を経た後、弁護側による同様の手続が行われ、最後に検察官、弁護人の最終弁論、裁判官の陪審員に対する説示が行われる。陪審は、市民の中から無作為に抽出された候補者の中から一定の審査を経て選任された陪審員(12名)から成り、法廷における証拠調べに立ち会い、事実認定を行って、有罪又は無罪の評決を出す。陪審が全員一致の結論に至らない場合は、例外的に10対2までの多数決による評決も許される。有罪の評決が出された場合は、裁判官による刑の量定手続に入り、判決を言い渡す。

4. 家事事件

(1) 家事事件を担当する裁判所

家事事件は、高等法院家事部、県裁判所、家事手続裁判所(Family Proceedings Court、治安判事裁判所の一部門)で取り扱われる。

(2) 手続

ア 婚姻関係訴訟

婚姻関係訴訟の種類としては、離婚(Divorce)、婚姻無効・取消し(Nullity)及び裁判による別居(Judicial Separation)がある。最後のものは、宗教上の理由で離婚が禁じられている場合などに、離婚の代替手段として利用され、同居義務を免除するものである。

イ 離婚訴訟について

原告の訴えを受けて、地方判事が証拠を吟味し、証明があれば、まず仮判決を出す。原告は、その6週間後に、確定判決を求めることができる。

離婚訴訟については、県裁判所で扱うのが普通である。しかし、複雑、困難又は重大な事件については、高等法院に移送されることがあり、また高等法院に当該夫婦間の他の争い(例えば子の後見をめぐる争い)が係属している場合には、通常、高等法院が審理を行う。

5. 少年事件

(1) 管轄

イギリスの少年裁判手続は、非公開手続及び両親等出頭の特則のほかは、ほぼ成人手続と同様であり、青少年裁判所 (Youth Court) において審理が行われる。青少年裁判所が対象とする犯罪少年の対象年齢は、10 歳から 17 歳までである。

(2) 青少年裁判所 (Youth Court)

青少年裁判所は、550 の管轄区域に設置された治安判事裁判所の特別部であり、3 人以下の治安判事 (又は 1 人の有給治安判事) から構成され、無給治安判事のみで構成される場合には、法廷で訴訟管理について裁判所書記の法的アドバイスを受ける。

青少年裁判所での科刑範囲は犯罪が 1 個の場合 6 か月以下 (犯罪が 2 個以上の場合は合計 12 か月以下) とされている。15 歳から 17 歳までの青少年の事件で、6 か月を超える拘禁刑に相当する罪の場合、有罪認定後、量刑のために刑事法院へ移送できることになっている。特定の重大犯罪等 (法定刑が拘禁刑 14 年以上の犯罪) については、刑事法院で審理される。

法廷は、治安判事、裁判所書記、少年、両親、ソーシャル・ワーカー又はプロベーション・オフィサー、検察官、弁護士及び廷吏が出席した上、非公開で行われる。手続は簡易手続で行われ、少年が有罪を認め、有罪と認定されれば、処遇選択手続に移る。

(3) 処遇

処遇の種類としては、無条件釈放、条件付釈放、罰金、賠償命令、社会内処遇、親の誓約及び施設収容処分といったものがある。

第 6 裁判外紛争処理 (ADR)

1. 仲裁 (Arbitration)

伝統的な訴訟手続に代わるものとして、最も広く利用されている。仲裁に付するためには、紛争が生じた場合は仲裁に応じるという契約上の義務を相手方から事前に取り付けてあること、仲裁人の決定が拘束力のあるものであることが当事者間で合意されていること、仲裁機関の選択及び自己の権利を処分する権限に関する合意が当事者間でなされていることが必要である。仲裁は、海運業、建築及び工学関係等、専門的知見を要する事件において利用されている。

2. 調停 (Mediation)

中立的第三者が介在することで当事者間の話し合いが効果的になされることを目的とする制度である。イギリスには、民間の調停機関がいくつかあるが、その最大手といわれているのが、Center for Dispute Resolution (CEDR) である。CEDR は、「国内及び国際的紛争におけるより良い商事問題の解決法を確立するための代替的紛争解決手続の利用」を目的として、1990 年に設立された。調停は、仲裁と同様、専門的知見を要する事件において利用されている。

3. 小公判 (Mini-trial)

代理人である弁護士が各当事者の主張書面を作成し、重要書類を証拠として提出するとともに、証人あるいは専門家を召喚する。証拠調べ終了後、当事者間の和解交渉が行われるが、当事者が和解に至らない場合には、裁定者 (中立的第三者) が公判になった場合の結果の見通しにつき意見を述べることもある。

4. その他

斡旋 (Conciliation)、中立的事実認定 (Neutral Fact Finding)、双方鑑定 (Mutual Expert)、非拘束的仲裁 (Non-binding Arbitration)、調停的仲裁 (Med-arb) などが利用されている。調停的仲裁は、まず調停が行われ、それが不成立に終わった場合に仲裁手続が開始されるものである。

なお、ADR とは異なるが、英国には各種の審判所 (tribunal) が存在し、一般人の参加と非形式的な審理による紛争解決が図られている。

イギリス連合王国（イングランド及びウェールズ）の裁判所審級図

